

建築物省エネ法に基づく 認定申請の手引き

四日市市
(令和6年4月)

平成28年4月1日から

省エネ建築物の認定制度が始まりました

四日市市建築指導課

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(現名称:建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律)が平成27年7月8日に公布され、容積率特例・表示制度等の誘導措置が平成28年4月1日に施行されました。

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

一定の誘導基準を満たす性能向上計画認定を受ける場合、もしくは表示認定を受ける場合は、認定手続きに必要な図書を添えて、四日市市(所管行政庁)に申請してください。

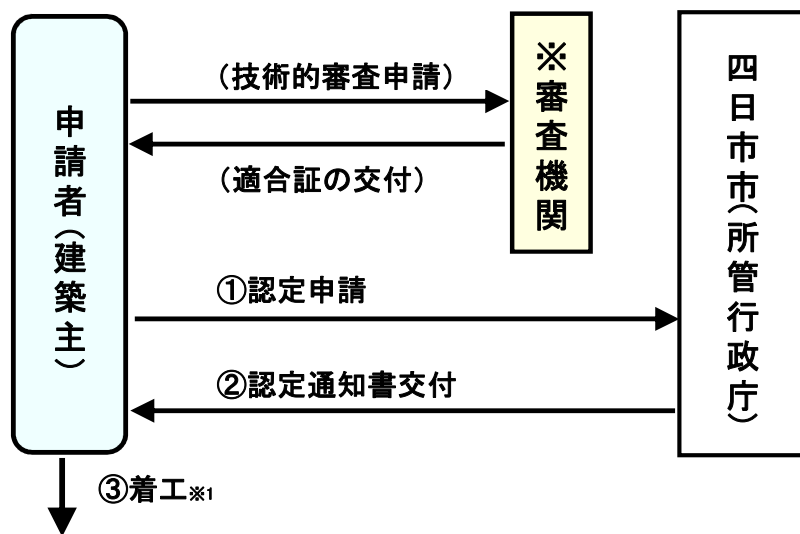
1. 概要

(1) 対象建築物

- ①省エネ性能の向上に資する全ての建築物の新築、増築、改築、修繕・模様替もしくは空気調和設備等の設置・改修を対象とし、その計画が一定の誘導基準に適合している場合、その計画の認定(性能向上計画認定)を受けることができます。
- ②既存建築物については、省エネ基準に適合していることの認定を受けることができます。(表示認定)
※新築の場合は建築物竣工後に認定を受けることができます。

(2) 認定手続きの流れ

認定申請に先立って、事前に市長が定めた審査機関の技術的審査を受けることができます。所管行政庁に認定申請する際に、審査機関が交付する適合証を添付することにより、所管行政庁による審査が簡略化され、認定申請手数料が減額されます。



※市長が定めた審査機関とは、「登録住宅性能評価機関」、「登録建築物エネルギー消費性能機関」等になります。詳細は告示で定めています。

※1・認定申請は、**着工前**にすることが必要になります。(性能向上計画認定の場合)

・確認済証交付後であっても、着工前なら認定申請することができます。

【建築確認の特例(性能向上計画認定)】

第30条第2項の規定により、認定申請に建築確認の申請書を添付して建築基準関係規定の適合審査を申し出ること(確認の併願)が可能です。

ただし、添付された確認申請書(添付図書を含む)について、図書の変更・追加や不整合等の訂正などは一切できません。図書の変更・追加・訂正等が必要となる計画については認定を行うことができないため、申請取り下げ後に、改めて認定申請を行うことが必要となりますのでご注意ください。

(3) 認定基準について

【性能向上計画認定】

①令和4年10月1日以降に新築された建築物

・外皮性能及び一次エネルギー消費性能が省エネ法に基づく誘導基準に適合していること。

②令和4年10月1日に現存する建築物の増改築等

・増改築等を行う部分の外皮性能及び一次エネルギー消費性能が省エネ法に基づく誘導基準に適合していること。

・建築物全体の外皮性能及び一次エネルギー消費性能が省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。※外皮性能は住宅部分のみ

【表示認定】

①平成28年4月1日以降に新築された建築物

・外皮性能及び一次エネルギー消費性能が省エネ法に基づく省エネ基準に適合していること。
※外皮性能は住宅部分のみ

②平成28年4月1日に現存する建築物

・一次エネルギー消費量基準(BEI)が1.1以下であること。

(4) 優遇措置について

認定を受けた建築物については、下記の優遇措置があります。

【容積率制限の緩和(性能向上計画認定)】

・性能向上計画の認定基準に適合させるための措置(蓄電池、蓄熱槽の設置など)により通常の建築物の床面積を超える場合に、当該建築物の延べ面積の1/10を限度として、容積率への不算入。

【表示制度(表示認定)】

・省エネ基準に適合していることの認定を受けた建築物については、対象となる建築物の広告や契約書などに、法で定める基準適合認定表示(eマーク)を表示できるようになります。

2. 認定手数料について

(1) 【建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料】

住宅

(単位:円)

		申請1件当たりの手数料額						
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合	直接申請する場合					
			標準的な評価法		簡易な評価法			
		変更	変更	変更	変更			
一戸建ての住宅		5,000	3,000	36,800	18,900	18,700	9,800	
共同住宅等	住戸部分	2戸～5戸	10,100	6,000	74,500	38,200	35,300	18,600
		6戸～10戸	17,300	10,400	104,800	54,100	51,200	23,700
		11戸～25戸	28,900	17,300	147,500	76,600	73,600	39,600
		26戸～50戸	48,400	29,000	211,900	110,800	111,100	60,400
		51戸～100戸	86,800	52,000	303,800	160,500	168,100	92,700
		101戸～200戸	137,400	82,400	411,500	219,500	239,500	133,500
		201戸～300戸	173,600	104,100	539,600	287,100	309,500	172,100
		301戸～	185,100	111,100	633,600	335,300	352,100	176,000
	共用部分	～ 300 m ²	10,100	6,000	117,900	59,900	—	—
		～ 1,000 m ²	18,400	11,000	155,500	79,500	—	—
		～ 2,000 m ²	28,900	17,300	194,500	100,100	—	—
		～ 5,000 m ²	86,800	52,000	303,000	160,200	—	—
		～10,000 m ²	137,400	82,400	389,100	208,300	—	—
		～25,000 m ²	173,600	104,100	465,100	249,900	—	—
	25,000 m ² 超	217,000	130,200	541,700	292,500	—	—	

※ 共同住宅等で簡易な評価法を使用できる申請は、共用部分を評価しない場合に限りです。

非住宅建築物

		申請1件当たりの手数料額					
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合	直接申請する場合				
			標準的な評価法		簡易な評価法		
		変更	変更	変更	変更		
～ 300 m ²		10,100	6,000	256,700	129,400	93,800	47,900
～ 1,000 m ²		18,400	11,000	321,600	162,600	124,900	64,300
～ 2,000 m ²		28,900	17,300	415,200	210,600	157,300	81,500
～ 5,000 m ²		86,800	52,000	592,600	305,300	254,700	136,000
～10,000 m ²		137,400	82,400	730,000	379,300	332,600	180,000
～25,000 m ²		173,600	104,100	862,900	449,600	399,800	217,200
25,000 m ² 超		217,000	130,200	984,500	514,900	469,000	256,100

- 1 申請者が性能向上計画認定の申請に併せて建築確認に相当する審査を申し出る場合は、別途建築確認申請と同額の手数料が加算されます。
- 2 複数の建築物による認定申請をする場合の手数料は、1棟ごとに算出した額を合算した金額です。

(2) 【建築物エネルギー消費性能に係る認定手数料】(基準適合認定・表示認定)

住宅

(単位:円)

		申請1件当たりの手数料額			
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合	直接申請する場合		
			標準的な評価法	簡易な評価法	
一戸建ての住宅		5,000	36,800	18,700	
共同住宅等	住戸部分	2戸～5戸	10,100	74,500	35,300
		6戸～10戸	17,300	104,800	51,200
		11戸～25戸	28,900	147,500	73,600
		26戸～50戸	48,400	211,900	111,100
		51戸～100戸	86,800	303,800	168,100
		101戸～200戸	137,400	411,500	239,500
		201戸～300戸	173,600	539,600	309,500
		301戸～	185,100	633,600	352,100
	共用部分	～ 300 m ²	10,100	117,900	117,900
		～ 1,000 m ²	18,400	155,500	155,500
		～ 2,000 m ²	28,900	194,500	194,500
		～ 5,000 m ²	86,800	303,000	303,000
		～10,000 m ²	137,400	389,100	389,100
		～25,000 m ²	173,600	465,100	465,100
	25,000 m ² 超	217,000	541,700	541,700	

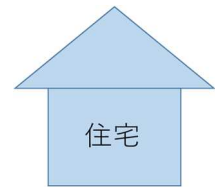
非住宅建築物

		申請1件当たりの手数料額		
		市長が定める機関の事前審査を経て申請する場合、その他市長が別に定める場合	直接申請する場合	
			標準的な評価法	簡易な評価法
	～ 300 m ²	10,100	256,700	93,800
	～ 1,000 m ²	18,400	321,600	124,900
	～ 2,000 m ²	28,900	415,200	157,300
	～ 5,000 m ²	86,800	592,600	254,700
	～10,000 m ²	137,400	730,000	332,600
	～25,000 m ²	173,600	862,900	399,800
	25,000 m ² 超	217,000	984,500	469,000

(2) 認定申請手数料算定例

① 一戸建ての住宅の場合

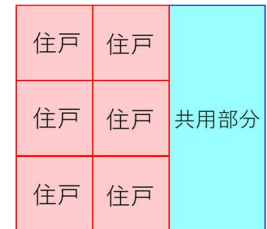
審査機関の事前審査あり	<u>5,000円</u>
審査機関の事前審査なし ※標準的な評価法	<u>36,800円</u>
審査機関の事前審査なし ※簡易な評価法	<u>18,700円</u>



② 共同住宅の場合(共用部分省略可能)

住戸6戸＋共用部分 450㎡の申請の場合

審査機関の事前審査あり	<u>17,300円</u>
審査機関の事前審査なし ※標準的な評価法(住戸部分)	<u>104,800円</u>
審査機関の事前審査なし ※簡易な評価法(住戸部分)	<u>51,200円</u>



※上記は共用部分を評価しない場合で、共用部分を評価する場合は手数料が加算されます。

③ 非住宅建築物の申請

非住宅部分 280㎡の申請の場合

審査機関の事前審査あり	<u>10,100円</u>
審査機関の事前審査なし ※標準的な評価法	<u>256,700円</u>
審査機関の事前審査なし ※簡易な評価法	<u>93,800円</u>



④ 複合建築物(住宅部分を含む建築物)の場合

・ i 住宅部分の申請(共用部分省略可能)

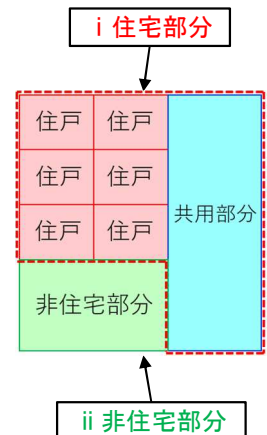
住戸6戸＋共用部分 450㎡の申請の場合

②と同じ

・ ii 非住宅部分の申請

非住宅部分 280㎡の申請の場合

③と同じ



・ iii 建築物全体の申請(共用部分省略可能)

住戸 6 戸＋共用部分 450㎡＋非住宅部分 280㎡の申請の場合

審査機関の事前審査あり	$17,300 + 10,100 = $ <u>27,400円</u>
審査機関の事前審査なし ※標準的な評価法(住戸部分・非住宅部分)	$104,800 + 256,700 = $ <u>361,500円</u>
審査機関の事前審査なし ※簡易な評価法(住戸部分・非住宅部分)	$51,200 + 93,800 = $ <u>145,000円</u>
審査機関の事前審査なし ※標準的な評価法(住戸部分) ※簡易な評価法(非住宅部分)	$104,800 + 93,800 = $ <u>198,600円</u>

※上記は共用部分を評価しない場合で、共用部分を評価する場合は手数料が加算されます。

3. 認定申請手続きに必要な図書等

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する際、当該計画に係る建築物を着工する前に、規則で定められた申請書及び必要な添付図書を添えて**正本及び副本各1通**を四日市市に提出してください。
また、既に認定を受けた性能向上計画に記載された内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）は、変更認定申請の手続きが必要になります。変更認定申請には、別途手数料が必要になります。

<性能向上計画認定>

(1) 認定申請

- ① 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書(施行規則様式第三十三)
- ② 委任状(任意様式) ※ 申請者が手続きを委任する場合
- ③ 適合証(正本は写し、副本に原本) ※ 審査機関の事前審査を受けた場合
- ④ 設計内容説明書
- ⑤ 各種図面・計算書 ※ 詳細は施行規則第1条の表を参照
なお、付近見取図は、縮尺2500分の1程度の都市計画基本図とする
- ⑥ 確認済証の写し
※ 法40条第1項の容積率緩和を受ける場合及び確認の併願の場合を除く
- ⑦ 各認定書等の写し
※ 各認定書等(住宅型式性能認定書など)の写しで、図書を省略できる場合

(2) 変更認定申請 ※ 施行規則第26条に規定する軽微な変更を除く

- ① 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書(施行規則様式第三十五)
- ② 委任状(任意様式) ※ 申請者が手続きを委任する場合
- ③ 適合証(正本は写し、副本に原本) ※ 審査機関の事前審査を受けた場合
- ④ 「(1)認定申請④～⑦」のうち、変更に係るものの図書等

<表示認定>

(1) 認定申請

- ① 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書(施行規則様式第三十七)
- ② 委任状(任意様式) ※ 申請者が手続きを委任する場合
- ③ 適合証(正本は写し、副本に原本) ※ 審査機関の事前審査を受けた場合
- ④ 設計内容説明書
- ⑤ 各種図面・計算書 ※ 詳細は施行規則第1条の表を参照
なお、付近見取図は、縮尺2500分の1程度の都市計画基本図とする
- ⑥ 各認定書等の写し
※ 各認定書等(住宅型式性能認定書など)の写しで、図書を省略できる場合

4. 各種手続き

(1) 申請の取下げ

建築物エネルギー性能向上計画の認定申請をした後、申請を取り下げる場合は、認定申請取下げ届(細則第1号様式の3)**正本及び副本各1通**を四日市市に提出してください。
認定申請取下げ届を受理した後、副本に認定申請書の副本及びその添付図書を添えて申請者に返却します。

(2) 新築等の取りやめ

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる場合は、認定通知書を添えて、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書(細則第3号様式)を正本及び副本各1通を四日市市に提出してください。

(3) 軽微な変更

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書の交付を受けた後、施行規則第26条に規定する軽微な変更をする場合は、軽微な変更届(細則第5号様式)正本及び副本各1通を四日市市に提出してください。なお、変更箇所がわかる図書の添付も必要になります。

※ 軽微な変更とは

- ・ エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6ヶ月以内の変更
- ・ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更
- ・ 変更後も認定に係るエネルギー消費性能向上計画が基準に適合することが明らかな変更
- ・ 建築物又は住戸の名義変更

(4) 工事完了報告

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した際は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書(細則第1号様式の5)に以下の図書を添えて正本及び副本各1通を四日市市に提出してください。

※ 添付図書

- ① 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨の確認書(細則第2号様式)の写し
※ 計画に従って工事が行われたことを建築士等に確認してもらう必要があります。
- ② 外壁、床及び屋根における断熱材の施工状況を確認できる写真
(今回の計画において、断熱材の工事がある場合)
※ 写真は、屋根、外壁、床の各部位に使用されている主要な断熱材(各部位1種類)部分。写真には黒板等で断熱材の材料名及び厚さを明示してください。
- ③ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
(同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証を受けた場合)

5. 各様式

※様式は四日市市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001752/index.html>

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則

- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書[様式第三十三]
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書[様式第三十五]
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に係る認定申請書[様式第三十七]

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

- ・ 軽微変更該当証明申請書[第1号様式]
- ・ 取下げ届[第1号様式の3]
- ・ 記載事項等変更届[第1号様式の4]
- ・ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事が完了した旨の報告書[第1号様式の5]

- ・ 認定建築物エネルギー消費性能計画に従って工事が行われた旨の確認書〔第2号様式〕
- ・ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書〔第3号様式〕
- ・ 認定申請取下げ届〔第4号様式〕
- ・ 軽微な変更届〔第5号様式〕

6. 各法令

※詳細は、国土交通省のホームページを参照してください。

<https://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/house/29.html>

四日市市で定める条例、告示

- ・ 四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和6年四日市市告示第156号）

四日市市告示第156号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条及び第12条に基づき市長が別に定める機関を第1に、四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）別表第8に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料及び法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料に規定にする法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、同条例別表第8に規定する法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料に規定する法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第3に、同条例別表第8に規定する法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査手数料及び法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査手数料に規定する法第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、同条例別表第8に規定する法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請に対する審査手数料に規定する法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定める。

令和6年3月25日

四日市市長 森 智広

第1 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第35条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）

2 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能機関」という。）

3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第2 法第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(3) 評価機関が交付する BELS に基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については、(3)及び(4)とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 評価機関が交付する BELS に基づく評価書（法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面

(1) 登録住宅性能評価機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第25条第2項の通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書及び検査済証

(4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(5) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の場合については、(1)を除く。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 1(2)に掲げる書面

(4) 1(3)に掲げる書面

(5) 1(5)に掲げる書面

第4 法第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅、共同住宅等（共用部分の評価しない場合に限る。）

又は複合建築物の住戸部分（共用部分を評価しない場合に限る。）
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 10 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 基準省令第 10 条第 1 項第 1 号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

第 5 法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)、及び同号ロ(3)の規定に基づく評価方法

2 1 以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの規定に基づく評価方法

附則

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、基準に適合するものとする方法および簡易な評価方法の指定（令和 3 年四日市市告示第 6 1 号）は廃止する。

（都市整備部建築指導課）

建築物省エネ法に基づく認定申請の手引き

発行日 令和6年4月

発行 四日市市都市整備部建築指導課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8208 FAX 059-354-8404

E-mail: kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp